

No. 3

制 度 名	共生の地域づくり助成事業 (コミュニティ助成事業)	主管課名	市町村課・財政 G					
		問合せ先	029-301-2476					
目的・趣旨	一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行う「コミュニティ助成事業」のひとつで、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業に対して助成を行うものである。							
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。 【事業例】 ＜ハード事業＞ ユニバーサルデザインに配慮した設備等の整備のうち、次のような事業 ・高齢者・障がい者等の外出を促進するためのバリアフリー対応車両の整備（リフト付き車両、ノンステップ型コミュニティバス等の整備） ・コミュニティセンター等公共施設のバリアフリー化工事（多目的トイレへの改修、スロープ、手すりの設置） ・地域住民の利用に供するユニバーサルデザインに配慮された備品の整備 ・障がい者・高齢者の利用に配慮した、情報通信機システム（視覚障害者用パソコン等）の整備 ＜ソフト事業＞ 子ども・女性・高齢者・障がい者などにやさしいまちづくりを進めるための取り組みのうち、次のような事業 ・子育てに関する事業（子育て相談会の実施、子育てサポーターの育成、子育て支援センターと公立幼稚園・保育園の連携・交流の場の創設） ・少子化問題キャンペーン等の普及啓発 ・高齢者の生きがいつくり事業 ・障がい者・高齢者と子どものふれあい事業 ・地域福祉のコーディネーター設置 〔補助要件等〕 ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの ・国の補助金及び地方債を充当していないもの ・単年度内に完了するもの ・原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの 〔対象経費〕 事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。 なお、土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用、ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費は助成対象外の経費とする。 〔補助限度額等〕 1,000 万円まで。ただし、ソフト事業は 500 万円まで。 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
		-	-	-	10/10			
〔令和 7 年度当初予算額〕 - 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年度事業は募集終了						

〔備考〕

一般財団法人自治総合センターからの補助。翌年度の事業要望調査は、毎年 8 月頃に同センターから県を通じて行われる。